

離職等によって住居を失っている方またはそのおそれのある方へ

～住居確保給付金のご案内～

【住居確保給付金とは】

この制度は、離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を失っている方または住宅を失うおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

※提出書類の提出後は市役所にて審査が行われ、支給が決定されれば、家賃は田原市役所から大家または不動産業者の口座に直接振り込まれます。

≪社会福祉法人 田原市社会福祉協議会≫

住 所：田原市赤石二丁目2番地

電 話：23-0610

開館日時：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

8時30分～17時15分

担 当：岩瀬、城戸

【支給対象者】

※申請時に①～⑧のすべてに該当する方が対象です。

- ① 離職等により経済的に困窮し住宅を失っている、または住宅を失うおそれがあること。
- ② 離職、廃業の日から2年以内である。またはやむを得ない休業等により（個人の責めに帰すべき理由又は都合によらないで）収入が減少し、離職または廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③ 離職等の日において、自らの労働により賃金を得て、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が収入基準額以下であること。

世帯人数	基準額	家賃額《田原市》	収入基準額
単身世帯	78,000 円	36,000 円	114,000 円
2人世帯	115,000 円	43,000 円	158,000 円
3人世帯	139,000 円	46,600 円	185,600 円
4人世帯	162,000 円	46,600 円	208,600 円
5人世帯	185,000 円	46,600 円	231,600 円
6人世帯	209,000 円	50,000 円	259,000 円
7人世帯	232,000 円	56,000 円	288,000 円

※持続化給付金（100万円）などは収入に含めない。

※雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当は合算する。

※収入は手取りではなく、社会保険等天引き前の総支給額。

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の預貯金の合計額が、下記の金額より下回っていること。 **※再々延長の場合は資産要件が異なります。**

世帯人数	合計預貯金額
単身世帯	468,000 円
2人世帯	690,000 円
3人世帯	834,000 円
4人世帯	972,000 円
5人以上世帯	1,000,000 円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

※ 3 ページ記載【支給期間中の就職活動について】参照

- ⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体を実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。

※住居確保給付金は、生活保護と併せて受給できません。

- ⑧ 申請者の方及び申請者の方と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと。

【提出書類】

- ① 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式 1 - 1）
- ② 住居確保給付金申請時確認書（様式 1 - 1 A）
- ③ 本人確認書類

- 運転免許証
- 個人番号カード
- 住民基本台帳カード
- 旅券（パスポート）
- 各種福祉手帳
- 健康保険証
- 住民票
- 戸籍謄本

い
ず
れ
か

※顔写真のない証明書の場合は2つ以上提出してください。

- ④ 離職関係書類

- 離職票
- 解雇通知書
- 有期雇用契約の非更新通知
- 雇用保険受給資格者証
- 退職所得の源泉徴収票
- 健康保険任意継続被保険者証
- 退職辞令

い
ず
れ
か

※なければ離職状況等に関する申立書（参考様式 5）を提出してください。

- ⑤ 収入関係書類

- 給与明細書
- 賃金明細書
- 報酬明細書
- 預貯金通帳の当該収入振込の記帳ページ
- 公的給付等の支給額が分かる書類
（雇用保険受給資格証明書・年金手帳・各種福祉手帳）

い
ず
れ
か

※世帯人数分合算

- ⑥ 金融資産関係書類

- 預貯金通帳
- 残高証明

い
ず
れ
か

※世帯人数分

- ⑦ 入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2 - 1）

※アパートがない、もしくは退去させられるなどの場合
もしくは

- 入居住宅に関する状況通知書（様式 2 - 2）

※収入減、もしくは収入が無くなるなどで住宅喪失のおそれがある場合

い
ず
れ
か

※この書類は大家または不動産業者に記入してもらう書類になります。

- ⑧ 賃貸借契約書の写し

【住居確保給付金の支給額】

- ・月収が基準額以下の方は、家賃額《田原市》を支給します。
- ・月収が基準額を超える方は以下の数式により算定された額を支給します。

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{申請者が居住する実際の家賃額} \times + \text{基準額} - \text{月の世帯の収入額}$$

※家賃額は賃貸借契約書に記載された実際の家賃の額（共益費等除く）

【支給期間】

原則 3ヶ月（一定の条件を満たしている場合は、3ヶ月間の延長及び再延長・再々延長が可能）

【支給方法】

不動産業者または大家等の口座へ田原市から直接振込みをします。

【支給期間中の就職活動について】

住居確保給付金の受給中は、常用就職に向けた以下の就職活動を行ってください。この就職活動を怠った場合は、支給を中止することがあります。

当初・延長・再延長中の方

《離職・廃業》

- ① 申請時のハローワークへの求職申込み。
- ② 常用就職を目指す就職活動を行うこと。
- ③ 月に1回以上の自立相談支援機関との面談等。（※支援プランに沿った活動）
- ④ 月に2回のハローワークにおける職業相談等。
- ⑤ 週に1回以上の企業等への応募・面接の実施。

《休業等》

- ① 月に1回以上の自立相談支援機関との面談等。
- ② 申請・延長・再延長の際、休業等の状況について自立相談支援機関へ報告。
- ③ 申請・延長・再延長決定時に、自立相談支援機関における面談を実施し、本人に応じた活動方針を決定する。

再々延長中の方（※令和2年度中に新規申請をされた方）

《全ての受給者》

- ① ハローワークへの求職申込み。
- ② 常用就職を目指す就職活動を行うこと。
- ③ 月に1回以上の自立相談支援機関との面談等。（※支援プランに沿った活動）
- ④ 月に2回のハローワークにおける職業相談。
- ⑤ 週に1回以上の企業等への応募・面接の実施。

※コロナ特例の内容となっているため、元来の制度とは内容が異なる場合があります。

☆令和3年1月☆